

議事日程第4号

令和5年3月20日（月曜日） 午前9時45分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第28号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）について

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 9件

民生文教常任委員会付託事件 3件

議案第6号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第7号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第8号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計予算について

総務建設産業常任委員会付託事件 6件

議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について

議案第9号 令和5年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第10号 令和5年度御嵩町下水道事業会計予算について

議案第15号 御嵩町個人情報保護法施行条例の制定について

議案第17号 御嵩町議会議員及び御嵩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

議案第19号 御嵩町職員の降給に関する条例の制定について

日程第4 議案の審議及び採決 12件

議案第16号 御嵩町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 御嵩町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 25 号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 可茂消防事務組合理約の変更に関する協議について
- 発議第 1 号 御嵩町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 議案第 28 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 9 号）について

日程第 5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

| | | |
|------------|------------|-------------|
| 議長 高山 由行 | 1 番 清水 亮太 | 2 番 福井 俊雄 |
| 3 番 奥村 悟 | 5 番 安藤 信治 | 6 番 伏屋 光幸 |
| 7 番 安藤 雅子 | 8 番 山田 儀雄 | 10 番 大沢 まり子 |
| 11 番 岡本 隆子 | 12 番 谷口 鈴男 | |

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------------------------------|-----------------------|
| 町 長 渡邊 公夫 | 副町長 寺本 公行 |
| 教育長 奥村 恒也 | 総務部長 各務 元規 |
| 民生部長 小木曾 昌文 | 建設部長 鍵谷 和宏 |
| 企画調整 担当参事 田中 克典 | 教育参事兼 学校教育課長 筒井 幹次 |
| 総務防災課長 古川 孝 | 企画課長 山田 敏寛 |
| 環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 中村 治彦 | 亜炭鉱廃坑 対策室長 早川 均 |
| 税務課長 金子 文仁 | 住民環境課長 高木 雅春 |
| 保険長寿課長 大久保 嘉博 | 福祉課長 日比野 浩士 |
| 農林課長 渡辺 一直 | 上下水道課長 可児 英治 |
| 建設課長 石原 昭治 | 会計管理者 丸山 浩史 |

生涯学習課長 日比野 克彦
本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝

議会事務局書記 井戸 芳枝

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 奥村悟君、5番 安藤信治君の2名を指名いたします。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として提出されました議案第28号を議題として上程し、提案理由
の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

議案第28号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）について、朗読を省略し、説
明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

それでは、議案第28号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）について御説明い
たします。

補正予算書つづり、ピンク色の令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）の表紙をおめ
くりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に1億2,385万5,000円を追加し、歳入歳
出予算の総額を101億3,135万3,000円とする旨、規定しています。

第2条では、繰越明許費の補正について規定をしております。

3ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正です。

2件の追加の繰越明許費を設定させていただきます。

医療・社会福祉事業等物価高騰対策支援金交付事業では、繰越限度額を400万4,000円としています。これは対象者への案内、申請受付等、支援金交付手続に時間を要し、年度内に完了しないため繰越しをするものです。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、繰越限度額を1億3,105万3,000円としています。ワクチン接種の期間が延長となり、事業を令和5年度も引き続き実施するためとなります。

6ページをお願いいたします。

歳入です。

目03 衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン追加接種事業の実施に伴う国庫負担金5,578万2,000円の増額です。

目03 衛生費国庫補助金は、同じくワクチン追加接種事業の実施に伴う国庫補助金6,406万9,000円の増額。

目01 財政調整基金繰入金は、補正に伴う財源調整となります。

7ページをお願いいたします。

歳出です。

款03 民生費、目01 社会福祉総務費は、町内の医療・福祉分野の事業所等に対する物価高騰対策支援金交付事業の実施に伴う経費となります。

節11 役務費4,000円は、対象事業所等への案内送付郵便料、節18 負担金、補助及び交付金400万円は、物価高騰対策支援金となります。

款04 衛生費、目02 予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種期間の延長に伴う各種経費となります。

節01 の報酬から節08 の旅費まで、実施に伴う会計年度任用職員に係る経費や職員の時間外手当、医師や看護師への報奨について計上しています。

節10 需用費は、事業実施に必要な事務消耗品、印刷代、医薬材料等に133万円、節11 役務費は、接種券、決定通知等の郵送料に480万円、接種業務に係る事務員の派遣手数料、国保連合会事務手数料等に1,252万8,000円、節12 委託料は、医療産業廃棄物の処理経費に8万2,000円、コールセンター運營業務委託料に1,636万8,000円、個別接種業務委託料に4,554万円です。

8ページをお願いいたします。

集団接種会場における問診等の委託に 879 万 2,000 円、節 13 使用料及び賃借料は、事務に必要なパソコンやプリンター等の機器借上料に 70 万円、節 18 負担金、補助及び交付金は、時間外や休日接種した場合の医療機関に対する補助金 1,020 万円です。

9 ページ、10 ページには、給与費明細書を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 28 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 9 号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第 3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました議案第 5 号から議案第 10 号、議案第 15 号、議案第 17 号、議案第 19 号の 9 件を一括議題とします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました 9 件について議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より順次報告をしていただき、審議及び採決を行います。

初めに、民生文教常任委員会付託事件の議案第 6 号 令和 5 年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第 7 号 令和 5 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 8 号 令和 5 年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上 3 件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 大沢まり子さん。

民生文教常任委員会委員長（大沢まり子君）

それでは、御報告をさせていただきます。

委員会付託事件審査報告書の 1 ページをお願いいたします。

令和 5 年 3 月 15 日、御嵩町議会議長 高山由行様。民生文教常任委員会委員長 大沢まり子。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

令和 5 年 3 月 9 日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第 77 条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、令和 5 年 3 月 14 日火曜日。
2. 審査事件名、議案第 6 号 令和 5 年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案

第7号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第8号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計予算について。

3. 審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書、主要施策の概要及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものか、基本計画等に合致したものであるか、使用料、国庫、県支出金などの算定が的確になされ、財源が確保されているかなどを主眼に置いて審査をしました。

なお、主な質疑は以下のとおりですので、お目通してください。

4. 審査の結果、議案第6号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第7号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第8号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行君）

まず最初に、議案第6号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について採決を行います。
本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。
本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第7号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第8号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、総務建設産業常任委員会付託事件の議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について、議案第9号 令和5年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第10号 令和5年度御嵩町下水道事業会計予算について、議案第15号 御嵩町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第17号 御嵩町議会議員及び御嵩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、議案第19号 御嵩町職員の降給に関する条例の制定について、以上6件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

それでは、報告させていただきます。

委員会付託事件審査報告書の3ページをお願いいたします。

令和5年3月17日、御嵩町議会議長 高山由行様。総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

令和5年3月9日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、令和5年3月16日木曜日。
2. 審査事件名、議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について、議案第9号 令和5年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第10号 令和5年度御嵩町下水道事業会計予算について、議案第15号 御嵩町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第17号 御

嵩町議会議員及び御嵩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、議案第 19 号 御嵩町職員の降給に関する条例の制定について。

3. 審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書、主要施策の概要及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものなのか、基本計画等に合致したものであるか、使用料、国庫、県支出金などの算定が的確になされ財源が確保されているかどうかを主眼に置いて審査をいたしました。

なお、主な質疑は次のとおりでありました。後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

審査の結果、議案第 5 号 令和 5 年度御嵩町一般会計予算については、多数の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第 9 号 令和 5 年度御嵩町水道事業会計予算については、多数の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第 10 号 令和 5 年度御嵩町下水道事業会計予算については、多数の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第 15 号 御嵩町個人情報保護法施行条例の制定については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第 17 号 御嵩町議会議員及び御嵩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第 19 号 御嵩町職員の降給に関する条例の制定については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

なお、令和 5 年 3 月 15 日付で令和 5 年度一般会計予算のうち、民生文教常任委員会が所轄する部分の報告書が提出されておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（高山由行君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行君）

議案第 5 号 令和 5 年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

それでは、委員長にお聞きします。

総務建設産業常任委員会所管分ですけれども、新庁舎等整備事業関連予算の審査についてお聞きします。

多数の賛成により可決すべきものという結果になったと思うんですけれども、反対の方もおられたというふうにお聞きします。庁舎関連だと思いますが、質疑については農林課所管分の木材調達については審査がなされておりますけれども、そのほか総務防災課、それから建設課所管分の関連予算について審査は行われたでしょうか。どのようであったのか、お聞きをいたします。

議長（高山由行君）

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

お答えをいたします。

新庁舎関連の予算計上について、それぞれの所轄部分についての検証というのは、委員会としては一つずつは議論はしておりませんが、総括的に委員会として検証はさせていただきました。

それと今御指摘の建設課、それから農林課等の個々についてのそれぞれの所轄部分に分散された予算計上につきましては、これは当然6億4,000万円の総額の中で取扱いがされてきておりますので、その辺の議論は当然検証の対象になっておりますし、検証もしております。

ただ、委員も御承知のように傍聴されておりますので、その範囲での議論であるというふうには私は報告をさせていただきたいと思います。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、これで質疑を打ち切ります。

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

私は、この御嵩町一般会計予算、議案第 5 号に反対する立場で討論をさせていただきます。

町長は 2 月に、先ほどから話になっております新庁舎の関連全て取り下げるということを明言されました。そして、3 月には、6 月 25 日の町長の選挙には出馬されないということも言われております。

今まで何年もかかってきて進まなかったこの予算が、3 か月で遂行できる見込みは私はないと思います。執行できる見込みのない予算をどう考えても認めるわけにはいきませんので、私はこの議案第 5 号に新庁舎の予算を取り下げただいて、また今期中に新しい予算を出していただくことを望んで、この第 5 号議案に反対をさせていただきます。以上です。

議長（高山由行君）

原案に賛成の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

5 番 安藤信治君。

5 番（安藤信治君）

私、議案第 5 号、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど農地転用の取下げというお話があったんですけど、当然執行部のほうからは再度申請に向けて努力するというので、当然この予算というのは、町長の任期に関わらず我々議員も一緒になって進めてきた問題ですので、当然当初予算には計上すべきというふうに考えております。

ただ、執行できないかできるかということは全く未定の問題です。当然、町長が 7 月まで任期があるんですから、その間にどういう時点になるか分かりません。そういったことも含めて、当然この庁舎関連の予算というのは計上すべきというふうに考えております。

それと、この一般会計予算にはかなり多方面にわたる予算が計上されます。これを全部否決するというやり方なんですけど、そういったことにはちょっと議会議員としてもっと丁寧な説明があってしかるべきだと思うんですけど、そういったことも含めまして、私は議案第 5 号、賛成の立場で討論させていただきました。以上です。

議長（高山由行君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

11 番 岡本隆子さん。

暫時休憩します。

午前 10 時 11 分 休憩

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

[挙手する者あり]

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

私は、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

令和 5 年度予算は選挙の年であることから、骨格予算の位置づけということではありますが、新庁舎関連の予算が計上されています。新庁舎整備事業に係る農地転用申請の取下げについては、再度の申請に向けて事務を進めるものであり、事業を白紙、中止にするものではないとの説明でありましたけれども、これは事実上の白紙であります。なぜならば、申請を取り下げられるということと、現町長が次期町長選には出馬されないという意向を示しておられるからです。

そして、説明を受けた中で、地権者には再申請をするからと取下げに納得してもらったとの説明を受けてきましたけれども、再申請できる保証があるとは思えません。地権者から保証を求める声があったとのことですけれども、渡邊町長が取り組まなければいけないことは、6 億 6,297 万円の予算計上ではなく地権者への保証ではないでしょうか。取下げをして、新庁舎を推進してきた町長が次期町長選に出馬しない、まさしく、そして骨格予算と言いながら実現性のない政策的経費を計上した予算編成であります。

このような予算編成を認めるわけにはいかないということから、反対ということで判断をいたしました。以上です。

議長（高山由行君）

原案に賛成の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

私のほうからは、賛成の立場での討論をさせていただきます。

委員会において、反対される方のお話が予算について全否定されるという立場でずっとお話をされております。

委員会において先ほども奥村委員からの質問もありましたけれども、十分な議論がなされたとは私も思いません。傍聴させていただきましたけれども、包括的に検討して。

反対される方の質問は、この取下げに関しての質問、1点だけでございました。それもそのお話の中では、この取下げの今手続中であるということで、別にそれが白紙撤回するという話でもなく、これはまだ継続されている状態の中で再度申請も考えているということでもありますし、その選挙があるということでお話しされていますけれども、選挙があるからこそ実効性がないなんてことにはならないと思います。100%ゼロというわけではありませんので、まだ継続されているものと私も判断しておりますし、その実効性がないと言われるのであれば、そのような判断基準じゃなくて、その根拠についてしっかりともっと説明していただきたい。そういった反対のされ方をしていただきたいと思います。

また、普通であれば一般会計であります新年度予算でありますので、その一つの新庁舎に関して反対であれば、それは修正案なり、また附帯決議をつけながらの判断をするのが議員の務めだと考えておりますし、また町民の生活に影響を及ぼすような、このような措置を取ることがあるということ自体、本当に驚きといいますか、町民の生活をどう考えているのかということでもとても不思議に思いますし、そういった町民の生活を無視した行為だと思っております。

全否定するというのは、本当に議員としては乱暴なやり方だと思っております。そして、この予算編成に携わった職員も全て否定することになりますし、町民の生活、そういったものを守っていこうという思いが全く感じられないような乱暴な行為だと思っておりますので、町民の生活を守るためにも、一般会計の今年度予算に対しましては賛成してまいりたいと思います。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第9号 令和5年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

また委員長にお尋ねします。

水道事業会計予算のほうですが、先ほど一般会計でも触れましたが、新庁舎関連の予算が組み込まれておりますけれども、その審査についてはきちんと行われたのでしょうか、お聞きします。

議長（高山由行君）

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

お答えをいたします。

この水道事業会計につきましても関連予算が出ております。これについても、やはり先ほど反対意見の中で述べられた内容が委員会の中でも同じような形で提出をされております。意見として提出があると。そういう形の中で対応されたということで、それ以上の議論というのは特にありません。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

私は、この第9号の御嵩町水道事業会計予算について反対の立場で討論させていただきます。

これは第5号のときと同じで、執行できる見込みがない予算を議員として私は認めるわけにはいきませんので、私はこの議案に反対させていただきます。以上です。

議長（高山由行君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

私は賛成の立場から討論いたします。

関連予算ですね、新庁舎の。ならば、この予算を修正案とか修正動議を出されたほうがよかつたんじゃないですか。そんなふうに思いますが、それでこの予算についても人件費だとかそういった義務的経費、それだとか工事関連の投資的経費まで含まれております。その全ての予算について反対するということになります。そうなりますと、町民の生活に多大な影響が出てまいります。それでは大変いけないと思います。よって、原案どおり可決されることを希望して、賛成討論といたします。

議長（高山由行君）

そのほか討論ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

現職が不出馬表明をされておられます。常識的に骨格予算とすべきでありますけれども、政策的予算である新庁舎関連の予算が計上されていますので、骨格予算とは言えないものであります。それで反対をいたします。

議長（高山由行君）

そのほか討論はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

賛成の立場からお話しさせていただきます。

町長が辞められるとか辞められないとか、そんな問題で町民の生活を守るのは、そういう問題とは別問題だと思います。

先ほど奥村議員も言われましたように、やはり町民の生活を守るためには水道事業の停止なんてことは考えられませんので、この予算に対しましては賛成ということで私のお話とさせていただきます。

議長（高山由行君）

そのほか討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号 令和5年度御嵩町水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第10号 令和5年度御嵩町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

再度、委員長に聞きます。

下水道事業の会計予算についても、報告によっては質疑なしということで報告がされておりますけれども、下水道についても新庁舎の関連予算が組み込まれておりますけれども、これについて審査はなされなかったのかどうかお聞きします。

議長（高山由行君）

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

先ほど申したようなことと、水道事業会計と全く同じような状況であります。

ただ、委員会としては、この水道事業会計、下水道事業会計について、いわゆる庁舎関連予算が当然そこに含まれてきておる、そういう中で、それだけを一つ特出して、そして一つの事業だけを問題にして、水道事業会計にしても下水道事業会計にしても、これを全て拒否していくというのはちょっと無謀ではないのかと。安定した下水道事業を施行していくには、この予算の編成というのは、ある意味是認すべきものではないかと、こういう意見が出ております。

したがって、結果として、これは全員というわけにはいきませんでしたけれども、委員会としては多数として通させていただいたという経緯がございますので、その辺のところを御理解いただければありがたいというふうに思っております。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

先ほどから申し上げているとおり、この議案第10号、下水道事業会計予算、反対の立場で討論させていただきますけれども、執行できる見込みのない予算をそのまま認めるわけにはいきませんので、私はこの議案に反対をさせていただきます。

議長（高山由行君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

いろんな物の考え方がございます。

ただ、私が危惧しておりますのは、予算編成というのは執行部が編成権を持っています。そういう中で、予算が編成された時期等について考えてみると、取下げ云々という問題以前に、もう既にこの骨格について十分検討されてきた経緯があります。

私どもはそういう経緯については、やはりそれなりの評価をしていく必要があると。ただ結果として、今日、結果として問題なのが、いわゆる地方財政法第4条の精神にのっとった形が取られてきたかどうかということが、結果としてはこれに若干意見、いろんな異論があるにしても抵触する可能性はあるというふうに思っております。

それと、ほかの部分でも決していい形が取られていない部分があります。これは委員会のほうで指摘がしてありますけれども、そういう問題も含め、しかし、トータルとして予算というのは、地方自治法の予算執行等についての規定等がありますので、全く根拠のない場合は支出できない。しかし、今の段階で全て全く根拠なしというわけにはいきません。これは、確かに6月に選挙を迎え、方針が変更があるかも分かりませんが、可能性としては全て否定できるものではないと。したがって、地方自治法上の予算の執行等の規定、そして地方財政法上の4条の精神、こういうものが将来的に担保されておる以上、今回はこれを認めていく必要があるのではないかなという思いで賛成の討論をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

先ほどから申し上げておりますように、骨格予算とすべきであるところではありますが、政策的予算である新庁舎関連等予算が計上されていますので、反対をいたします。

議長（高山由行君）

そのほか討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 安藤信治君。

5 番（安藤信治君）

私、この議案に関しては賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどから骨格予算、骨格予算ということをおっしゃるんですけど、これは執行見込みがないとか、そういう判断の下に反対の討論をさせておるわけですけど、一体骨格予算って何なのかということを見ると、この下水道事業については恐らく庁舎関連の負担金ですとか受入れの予算が含まれておる、工事も含まれておるということで、当然もし反対されるんなら、4月からもうこの予算を執行していかなきゃならないわけですけど、当然修正案なり何なりを出して、この部分を直しなさいとか、そういった手当ての下に反対すべきであると。本当にただ反対、反対と言うことだけで全予算を否定するなんてことは暴挙に等しいと思っております。そういう観点から、私は本議案に対しては賛成させていただきます。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 10 号 令和 5 年度御嵩町下水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第 10 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 15 号 御嵩町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 15 号 御嵩町個人情報保護法施行条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 15 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 17 号 御嵩町議会議員及び御嵩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 17 号 御嵩町議会議員及び御嵩町長の選挙における選挙運動の公費負担に

関する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 19 号 御嵩町職員の降給に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 19 号 御嵩町職員の降給に関する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は 10 時 50 分とします。

午前 10 時 34 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第4、引き続き議案の審議及び採決を行います。

議案第16号 御嵩町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号 御嵩町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第18号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 18 号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 20 号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 20 号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続いて、議案第 21 号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 21 号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 22 号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 22 号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 23 号 御嵩町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 23 号 御嵩町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 24 号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 24 号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 25 号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 25 号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 26 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 26 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 27 号 可茂消防事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 27 号 可茂消防事務組合規約の変更に関する協議について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

発議第 1 号 御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第 1 号 御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 28 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 9 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 28 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 9 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（高山由行君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは上程させていただきました議案について、全て可決をしていただきました。議していただきましたことを心からお礼申し上げます。ありがとうございます。

私も議員を12年やりましたが、反対することも重みというものを本当に研究し、勉強しました。

一般会計予算を反対するという事は、義務的経費は使えますが、政策的経費は使えません。4月2日の薬師祭での補助金は出せません。政策的経費といえば子供の医療費無料化、全県下無料化になっていますが、それぞれの市町村の政策でやっていることです。4月1日からは子供の医療費は有料化するという意味であります。やるべきことは反対する前にあったと思います。

水道事業会計、これは企業会計ですので、給料を出せなくなるんじゃないか、義務的に水を送らなければいけませんので、その経費はかけるということになるでしょうが、その辺りが非常に水道会計、下水道会計のほう、両方とも人件費もそこに出ています。生活をしていくことですので、一般会計が反対されても、職員たちには給料が出ます。企業会計とはまたちょっと意味が違う。反対される方はもう少し考えて、もう少し予算について勉強してもらわないと私は議会議員の値打ちはないと、そう思っております。

ほとんど肉づけは政策的経費であります。

庁舎関連についても、御嵩町側は行政として諦めたわけではございません。それよりも何よりも全員参加の議会で決めてきたこと。特別委員会で賛否を取ったらどうでしょう。議事録を読み直してください。私、ほとんど発言なんかしていませんし、参加もしていません。議会の皆さんが議論に議論を重ねて集約することも、出ていくことも、あの場所も、議会の皆さんが決めたことです。議会の決定をそこまで軽んじてはいけないと私は元議員として見させていただいているという立場であります。もう少し理にかなったやり方をさせていただきたいと思っております。

腹を立ててばかりでは申し上げるものは何ともないですので、あした、朝は早起きをして、WBCをしっかりと見たいということで、予算も通りましたので、気分よく明日の朝を迎えたいと思っておりますので、皆さんもどうぞお楽しみください。以上であります。御苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（高山由行君）

これもちまして令和5年御嵩町議会第1回定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時05分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 奥 村 悟

署 名 議 員 安 藤 信 治